

告示第 239 号

令和8年熊本地震による被災者に対する市税の申告等の期限を延長するので、次のとおり告示する。

令和8年8月24日

尾道市長 平 谷 祐 宏

地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の5の2及び尾道市税条例(昭和36年条例第49号)第6条の2第1項の規定により、同法又は同条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(審査請求に関するものを除く。)又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所、居所又は主たる事業所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が令和8年7月28日以降に到来するものについては、その期限を別途告示で定める期日まで延長する。

都道府県	地域
熊本県	八代市 宇土市 宇城市 八代郡氷川町